

「不用品買い取ります」の電話に注意

【事例】「不用品着物はありますか？買い取ります」と電話があり、自宅への訪問を承諾した。後日訪問してきた業者に着物を見せたが、「アクセサリーはないか？無料で査定します」と言われ、ネックレスや指輪を見せた。売るつもりはなかったが、断り切れず契約書にサインすると、お金を渡されアクセサリーを持ち帰られた。後悔している。取り戻したい。

【アドバイス】このような事例が多発しています。契約書を受け取ってから8日間はクーリング・オフできます。さらにその間は物品を手元に残しておくことができます。トラブルを回避するため、次のことに注意しましょう。

▷留守番電話でシャットアウト＝買い取り業者が突然訪問して勧誘することは法律で禁止されています。留守番電話に設定しておくことで、訪問の承諾を求める電話を防ぐことが

できます。

▷業者の連絡先を確認＝訪問を承諾する場合は、業者の電話番号をメモしておきましょう。訪問日の変更やキャンセルなど、こちらから連絡を取りたいときに必要です。

▷売るつもりがないものは見せない＝貴金属を見せるよう催促されても、売るつもりがないものは見せずにきっぱりと断ってください。また、できるだけ1人での対応は避けましょう。

▷契約書は必ず確認＝必ず契約書を受け取って、すぐに物品の種類や買い取り価格、業者名や連絡先などを確認しましょう。

困ったときは消費生活センターへご相談ください。

【問】消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）

インターネット通販の定期購入は「定期縛りなし」にご用心

【事例】SNSの広告を見て、美容液が安かったので試そうと思いスマホで注文した。しばらくするとまた届き、1万円以上と高額だった。店に電話で「定期縛りなし」なので返品したいと伝えたが「お届け予定の15日前までに連絡がなかったので返品できない」と言われた。重ねて返品したいと伝えると「通常価格との差額8000円以上を支払えば返品できる」と言われた。納得できない。

【アドバイス】SNSや動画配信サービスなどの広告を見て「定価の5分の1など安く買える」と思い注文したら、定期購入だった」という相談が寄せられています。中でも「定期縛りなし」だったという相談内容が急増しています。

「定期縛りなし」の意味は「最低購入回数を決まらずにいつでも解約できる定期購入」

「止めるなら期限内に連絡すること」と規約に定めている事業者が多く、1回だけと思いつくのは危険です。

インターネット通販をする場合は、「最終確認画面」で注文内容に間違いがないかチェックしてください。「最終確認画面」など契約条件はスクリーンショットで保存すると証拠にもなり、後で見直すこともできます。

また、インターネット通販はクーリング・オフができないため、2回目以降の商品を店に無断で「受取拒否」することはできません。

消費生活センターのあっせんで解決できる場合もあります。早めにご相談ください。

【問】同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎0944・76・1004）